

外部監査制度について

1 外部監査制度の趣旨

平成9年6月の改正地方自治法により創設された外部監査制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を行うことにより、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性を一層充実するという制度です。

2 外部監査制度の主な内容

(1) 外部監査の種類

外部監査は、包括外部監査と個別外部監査の2つの類型があります。

包括外部監査は、都道府県、指定都市及び中核市にその導入が義務付けられており、それ以外の市町村は、当該団体の判断により、条例で定めることにより導入できることとされています。

また、個別外部監査は、全ての地方公共団体がその判断により、条例で定めることにより導入できることとされています。

(2) 外部監査契約を締結できる相手方

外部監査を導入する場合は、外部監査契約の締結が必要となりますが、契約を締結できる相手方は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、監査実務精通者、税理士とされています。

3 包括外部監査

(1) 監査の対象

包括外部監査人が行う監査は財務監査であり、特定の事件（テーマ）について監査することとされ、包括外部監査人が自らの識見により決定することとなっています。

なお、法律の趣旨から契約でテーマを限定することはできないこととされています。

また、財政援助団体等についても条例で定めることにより包括外部監査をすることができることとされています。

なお、行政監査については対象外となっています。

(2) 監査の回数等

包括外部監査契約は、毎会計年度締結し、その契約期間内にテーマを選択して少なくとも年1回以上、包括外部監査を行わなければならないこと

とされています。

また、包括外部監査契約の締結は同一の者とは3回までしか連続して契約できないこととなっています。

(3) 監査委員監査と包括外部監査人による監査との関係

包括外部監査人と監査委員は、それぞれ独立して監査を行うものであり、基本的にはお互いを制約するものではありません。ただし、相互の監査に支障が生じないように配慮義務規定が置かれており、あらかじめ監査日程の調整などが行われることとなります。

財務に係る定期監査、決算審査、例月現金出納検査は、監査委員に専属しており、監査委員が必要に応じて随時に行うことができるとされている随時監査が包括外部監査人の行う監査となり、その部分が重複する分野となります。

4 個別外部監査

個別外部監査は、導入を条例で定める地方公共団体において、その団体の長、議会及び住民が自治法の規定に基づき、監査委員に対し、監査の請求又は要求を行う場合、特に必要があると認めるときに、理由を付して監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを団体の長、議会及び住民は求めることができることとなります。

5 本市の監査の状況

常勤の監査委員が置かれ、監査委員の定数が3人であった旧津市から新・津市に至るまでの状況は、次のとおりです。

旧・津市においては、昭和27年3月1日に監査委員が設置されて以来、平成8年度末まで学識経験者（現在は識見監査委員）1人と議会選出監査委員1人の2人体制で推移してきました。

平成9年度からは、公認会計士1人を識見監査委員として外部から招き、財政分析や経営分析などの分野において専門的な観点から監査を実施し、監査機能の充実に努めてきました。

新津市においては、人口25万人以上の市となったことから、監査委員の定数は地方自治法の規定により4人となり、また、条例の定めるところにより、識見を有する者から選任される監査委員2人、議員のうちから選任される監査委員2人の構成とされています。

6 全国市町村の外部監査の導入状況

(1) 包括外部監査

包括外部監査を義務付けられている政令指定都市（13団体）及び中核市（35団体）以外の市町村数は当時2,496団体でしたが、このうち、包括外部監査条例制定市町村数は、13団体となっています。（総務省調査・平成16年度運用状況。以下同じ）

包括外部監査条例制定による市町村が支払った金額は、委託料として1,500万円以内であり、平均で約712万円となっています。このうち、事務用機器借上料など諸経費は含まれていません。

(2) 個別外部監査

政令指定都市及び中核市は、すべて条例を制定しています。

政令指定都市及び中核市以外の市町村のうち、個別外部監査の条例を制定している市町村数は、当時42団体となっています。

このうち、個別外部監査が実施された団体数は、1団体で、費用は約350万円となっています。

7 今回、実施した調査

(1) 類似団体における外部監査の導入状況

人口、財政状況等が比較的本市と類似している団体（類型V-5。ただし、中核市を除く。）に該当する14団体について、平成17年度の導入状況の調査を行いました。

包括外部監査については1団体が導入、個別外部監査については3団体が導入しており、調査結果は別紙のとおりとなっています。

(2) 包括外部監査を導入している団体の実施状況

6（1）の包括外部監査条例制定市町村13団体（うち、1団体は類似団体。）について、平成17年度の実施状況を調査しました。調査結果は、別紙のとおりとなっています。

なお、13団体のうち、8団体が個別外部監査を導入していますが、監査の実施はないとのことでした。

(3) その他県内の実施状況

平成11年度から14年度まで包括外部監査を導入していた四日市市の実施状況について調査をしました。調査結果は、別紙のとおりです。

8 本市の考え方

外部監査制度については、地方公共団体の組織に属さない第三者が監査に当たることにより、地方公共団体の監査機能の専門性及び独立性を高めるとと

もに、監査機能に対する住民の信頼を高めるということから、平成9年6月の地方自治法の一部改正により導入が図られたところです。

これらの議論が進められる中、旧津市においては平成9年4月から、それまでの市職員のOB及び行政のチェック機能を有する市議会の議員による2人体制から、地方自治法により外部監査の契約の締結ができる者として位置付けられている、公認会計士の資格を有する委員1人を迎え、また、合併後においては、さらに市議会の議員1人を監査委員に迎え、現在4人の監査委員による監査が実施されているところであり、外部監査制度の導入の趣旨である、監査機能の公正性及び透明性の確保はなされていると考えています。

類似団体における外部監査の導入状況（14団体）						
	団体名		所管課名	外部監査の導入状況		摘 要
				包括	個別	
1	青森県	青森市	自治体経営課			
2	岩手県	盛岡市	行財政改革推進課			
3	群馬県	高崎市	行政管理課			
4	千葉県	柏市	行政改革推進課			
5	東京都	町田市	行政管理課			
6	神奈川県	藤沢市	監査事務局			
7	福井県	福井市	行政管理課			
8	滋賀県	大津市	監査委員事務局			
9	大阪府	豊中市	行財政再建対策室			
10	"	吹田市	行財政再建対策推進室			
11	"	茨木市	企画調整課			
12	"	寝屋川市	監査事務局			
13	兵庫県	明石市	監査事務局			
14	長崎県	佐世保市	総務課			
包括外部監査を導入している団体の実施状況（13団体）						
	団体名		所管課名	併せて個別外部監査を導入している団体	摘 要	
1	岩手県	盛岡市	行財政改革推進課			類似団体
2	東京都	世田谷区	事務観察担当課			
3	"	足立区	総務課			
4	"	港区	企画課			
5	"	文京区	総務課			
6	"	目黒区	総務課			
7	"	荒川区	総務企画課			
8	"	八王子市	経営管理課			
9	神奈川県	城山町	総務課			
10	大阪府	八尾市	地域経営課			
11	香川県	坂出市	総務課			
12	"	丸亀市	庶務課			
13	"	善通寺市	総務課			
その他県内の実施状況						
	団体名		所管課名	外部監査導入状況		摘 要
				包括	個別	
1	三重県	四日市市	総務課			平成11年度から実施（平成14年度まで）

類似団体における外部監査の導入状況(14団体)

別紙2

自治体名	青森市	柏市	町田市	藤沢市	福井市	大津市	吹田市
担当課	自治体経営課	行政改革推進課	行政管理課	監査事務局	行政管理課	監査委員事務局	行財政改革推進室
包括外部監査導入の有無	無	無	無	無	無	無	無
個別外部監査導入の有無	無	無	無	無	無	無	無
外部監査導入前の監査委員の構成並びに資格	識見監査委員2人(元市職員、元金融機関職員) 議会選出監査委員2人	識見監査委員1人(税理士) 議会選出監査委員2人	識見監査委員2人(税理士、弁護士) 議会選出監査委員2人	識見監査委員2人(公認会計士2人) 議会選出監査委員2人	識見監査委員2人(税理士1人) 議会選出監査委員2人	識見監査委員2人(自治体OB1人) 議会選出監査委員2人	識見監査委員2人(元市議会議員、元市職員) 議会選出監査委員2人
監査事務局職員数及び、構成	局長、次長、職員6人	局長、副参事、統括リーダー、職員5人	局長、次長、主査2人、主任2人、主事2人	局長、参事、主幹4人、主幹補佐2人、主査(上級)	局長、局次長、事務局員5人	局長、次長、参事4人、主幹、主査	局長、局長代理、書記7人
導入してない理由	平成18年10月1日中核市移行に伴い、導入予定	平成20年度に中核市移行を目指して事務を進めており、外部監査制度については移行に併せて導入する予定		市民から見ると、監査委員による監査には制度上の限界があると見られており、外部監査を導入することが一層の透明性を確保する上からも望ましいと思われる。しかしながら、本市では財政上の問題から、現在の状況において、そこまでの必要性は感じていない	現在、特例市の指定を受けているが特例市外部監査制度を導入している自治体はまだ少ない 現制度の中でも特に問題を生じているわけでも無く、又、年間600～3,000万円といわれる経費もネックとなっている	平成21年4月の中核市移行により、導入予定	外部監査の導入については、今後、調査・研究を実施しようとしている
検討課題		・費用対効果 ・外部監査委員選任について(方法、金額等)	・19年度から導入予定 ・課題としては、外部監査人の選定方法及び予算額の根拠付け等	無			
導入するのであれば、個別外部監査ですか 包括外部監査ですか	両方	両方	両方	どちらとも言えない		包括外部監査	
平成18年4月1日人口	313,733人	378,276人	409,814人	396,136人	270,709人	327,479人	345,224人

(包括外部監査、又は個別外部監査別導入団体については別紙3を参照)

類似団体における外部監査の導入状況(14団体)

自治体名	茨木市	寝屋川市	明石市	佐世保市	盛岡市	高崎市	豊中市
担当課	企画調整課	監査事務局	監査事務局	総務課	行財政改革推進課	行政管理課	行財政再建対策室
包括外部監査導入の有無	無	無	無	無	有	無	無
個別外部監査導入の有無	無	無	無	無	有	有	有
外部監査導入前の監査委員の構成並びに資格	識見監査委員2人(税理士1人) 議会選出監査委員2人	識見監査委員2人(自治体OB、大学助教授) 議会選出監査委員1人	識見監査委員2人(元市職員、公認会計士) 議会選出監査委員2人	識見監査委員2人(元金融機関職員、税理士)、 議会選出監査委員2人			
監査事務局職員数及び、構成	局長、副理事、 局長代理、係長、主査2人	局長(公平委員会事務局兼務)、課長(兼務)、局長代理(兼務)、 係長2人、主査、書記(兼務)	局長、課長、係長2人、専門員、主査2人、主事	局長(次長級) 主幹(課長級) 次長(補佐級)、係長、主査 事務吏員4人	局長、主幹、局長補佐、職員5人	局長、次長、職員7人	局長、局長補佐、副主幹、主査2人、書記
導入してない理由	本市の監査制度が十分に機能していると考えられるため、現時点では導入予定なし	監査委員による監査で十分に答えられているため	監査機能の充実は、現行の監査委員制度の中で考えている	現在のところ必要性を感じていない			
検討課題		検討していない					
導入するのであれば、個別外部監査ですか、包括外部監査ですか。		どちらとも言えない					
平成18年4月1日人口	267,040人	245,753人	290,674人	255,765人	294,439人	321,496人	385,936人

自治体名	盛岡市	世田谷区	足立区	港区
担当課	行財政改革推進課	事務観察担当課	総務課	企画課
条例制定はいつですか	平成16年3月	平成16年3月12日	平成16年3月	平成12年12月20日
包括外部監査ですか、個別外部監査ですか	両方	両方	両方	両方
導入の理由、及び、きっかけについて	市長の公約に基づき、行財政運営の一層の公正性確保による信頼される市政の実現と、行財政改革の推進に資するため導入	特別区は任意設置だが、現行の監査制度の独立性と専門性をより強化し区政の透明性や信頼性をより一層確保する観点から、当区でも平成16年度から外部監査制度を導入し	足立区区政透明化計画の一環として導入	食糧費等の不適正な予算執行等により、住民監査請求を受けるなど、自浄能力向上と監査機能強化が求められており、また23区では地方分権、都区制度改革という流れの中で、区の権限が拡大し説明責任も増大したことなどによる
実施時期、実施回数	平成16年度から実施 3回目	平成16年度から実施 3回目	16年度から実施 3回目	平成13年度から実施 6回目
外部監査人の選定は	日本公認会計士協会東北支部から推薦のあった外部監査人候補者を書類及び面接により選定	日本公認会計士協会東京会に推薦を依頼し、書類審査の上選定	足立区外部監査人候補者選考委員会規程に基づく選定	外部監査人選定委員会で審議のうえ選定。今年度の包括外部監査人とは、2年目の契約。(17年度の契約については、公募のうえ選定委員会で書類選考・面接により決定)
実施した包括外部監査のテーマは	・盛岡市立病院の事務 ・(社福)盛岡市社会福祉事業団の財政援助、出資及び施設管理委託に係る出納その他の事務 ・水道事業の財務事務及び経営管理について ・(財)盛岡市水道サービス会社の財務管理及び経営管理について	高齢者及び障害者施設の運営管理委託について 公有財産及び物品の財務に関する事務の執行及び管理について	・公の施設の管理運営について ・(財)足立区まちづくり公社の財務状況について ・未利用地等の管理状況について ・(財)足立区勤労福祉サービスセンターの財務状況について	福祉施設の財務管理と運営について 特別区税の賦課徴収事務について、国際交流事業について 公園、児童遊園の整備、管理運営について、総合支所庁舎の維持管理について
実施した個別外部監査の内容は	無	無	無	無
包括外部監査を受けるにあたっての担当の事務量	通算100h、8月～12月にかけてヒアリングを実施	所管課の事務量については把握していない	算定はしきれない	監査対象課担当者の事務量は把握できない ヒアリング等 2人×58h、資料閲覧、現場視察等立会 1人×36h
包括外部監査のスケジュール(平成17年度)	・4月 契約締結 ・6月 テーマの選定 ・7月 監査の実施 ・12月 報告書作成、報告の決定 ・3月 公表	・7月1日 包括外部監査契約締結 ・9月1日～ 監査実施 ・2月2日 結果報告書の公表	・5月 契約締結 ・7月 テーマの特定 ・7月～12月 監査の実施 ・2月 監査結果の報告、公表	・4月 1日 包括外部監査契約締結 ・6月24日 テーマ設定のためヒアリング ・7月 8日 監査委員にテーマ決定通知、補助者について監査委員に協議 ・8月～12月 外部監査業務・報告書作成業務 ・1月 6日 議長、区長、教育長に報告書提出 ・1月10日 監査委員に報告書提出 ・1月27日 監査結果の公表
契約の種別	随意契約	随意契約	委託契約	単価契約
契約の内容(費用の算出基準)	基本費用 4,887,500円 基本執務費用 89,000円/日 弁護士・公認会計士 89,000円/日 会計士補 55,000円/日	基本報酬、執務報酬、旅費等(実費) 日本公認会計士協会の法定監査標準報酬規定を参考に算定	前年度の外部監査人よりの見積書	定額基本経費+執務日数による経費 日本公認会計士の法定監査標準報酬規定を基に算出
契約金以外の経費	無	無	無	報告書印刷代・事務用品等購入費 225,000円
支出科目及び、契約金額	委託料 16～18年度 900万円	委託料 16年度・17年度 5,880,000円 18年度 6,743,100円	委託料 17年度 800万円 18年度 500万円	委託料 16～18年度 945万円(上限)
導入のメリット	市全体の事務について、監査委員監査を補完する外部監査を実施することにより、信頼される質の高い行政の実現と適正な組織機構と予算で効果的かつ効率的に事務を執行することにつながっている	事務の効率性、経済性、事務改善等、総合的に見て、メリットがあった。又、時宜に応じたテーマが選定され、区議会でも質問の題材になるなどした	・監査委員監査の補完 ・区政透明化への寄与	会計の専門家の立場から財務分野を中心に有効性・効率性・経済性の3Eの視点から監査することにより、施設運営、事業実施の効率化やコスト削減につながっていると思う又、監査委員監査を補完することにより、より一層行政の透明性、公正性を確保できることになると思う
導入のデメリット	無	無	監査該当部局における事務量の増	監査対象課が外部監査人からのヒアリング・業務手順の説明等に通常の業務時間を割いて対応することになるため、職員への負担がかかる
費用対効果について	基本的には、外部監査に係る経費以上の経費節減効果があるべきものと考えますが、外部監査導入の目的が行財政運営の公平性確保による市民から信頼される市政の実現であることから事案によっては直接的な経費節減効果を伴わないこともありうると考えている	監査テーマによっては、必ずしも支出額削減に結びつかない場合もあるが、職員の意識を高める意味でも効果はあると考える	妥当と考えている。(職員の意識向上)	財政面での効果について、外部監査の実施による削減額は検証していないので、数値による比較はできないが、指摘された事項については概ね改善されている。又、監査委員監査に加えて実施することによる行政の透明性・公正性の観点からも十分に効果はあると考える
その効果を次年度にどのように生かされましたか	監査結果等において指摘された事項について、速やかに措置計画を定め、当該計画に基づき措置を講じている	監査の結果報告に基づき、各所管で措置を講じている	指摘事項等を改善していく。	外部監査により指摘された事項については、対象課に適切な対応を依頼して改善状況の報告を受けている。その結果を監査委員に報告するとともに広報により区民に周知を図っている
現監査委員の構成	識見監査委員3人、議会選出監査委員1人	識見監査委員2人、議会選出監査委員2人	識見監査委員2人 議会選出監査委員2人	識見監査委員2人、議会選出監査委員1人
識見監査委員の資格	税理士1名	無	無	無
外部監査導入前の監査委員の構成並びに資格	識見監査委員3人(税理士1人) 議会選出監査委員1人	識見監査委員2人、議会選出監査委員2人	識見監査委員2人 議会選出監査委員2人	識見監査委員2人、議会選出監査委員1人
監査事務局職員数及び、構成	局長、主幹、局長補佐、職員5人	局長、次長、総括係長3人、係長3人、主査、主任主事	局長、係長5人、主任主事、再任用	局長、係長5人
平成18年4月1日人口	294,439人	814,867人	645,504人	201,059人

* その他、外部監査についての意見
 ・丸亀市 外部監査導入に当たり、独立した外部監査室の確保が必要・・・平成16年度は、その都度空いている会議室を借りていたが、平成18年度は、庶務課前会議室を年間を通じて外部監査室として借りている。書類の保管等の都合からも、独立した監査室があるほうがよい。議会対応・・・全員協議会において監査人が説明したため、監査していくことについて概ね好評であるが、費用対効果を伴う結果を求めているようである。

包括外部監査を導入している団体の実施状況(類似団体における個別外部監査導入団体、高崎市及び豊中市については参考・個別として掲載)

自治体名	文京区	目黒区	荒川区	八王子市
担当課	総務課	総務課	総務企画課	経営管理課
条例制定はいつですか	平成11年12月(12年4月1日施行)	平成13年10月	平成13年3月15日	平成11年3月31日
包括外部監査ですか、個別外部監査ですか	包括外部監査(平成17年度まで) 個別外部監査(平成18年度より)	両方	包括外部監査	両方
導入の理由、及び、きっかけについて	区長公約	行財政改革を実施しているが、更に積極的に推進するため	特定のテーマを掘り下げて監査することにより、広く事務全般に行う監査委員による監査を補完して区政運営の効率化と合理化を図るため	地方自治法の改正により、外部監査制度が創設されたことにより、監査の独立性・専門性を高め、監査機能を一層充実するために導入
実施時期、実施回数	平成12年度から実施 5回目	平成14年度から実施 5回目	平成13年度から実施 5回目 18年度についても、既に契約済み	平成11年10月1日から実施 7回目
外部監査人の選定は	公募方式	目黒区外部監査人候補者選定委員会に諮問し、答申を得て選定している	日本公認会計士協会東京会に推薦を依頼	日本公認会計士協会東京会へ推薦を依頼
実施した包括外部監査のテーマは	・行政サービスコストの検討、業務委託等の検討 ・補助金等の検討、未集金等債権管理の検討 ・財産管理状況の検討、委託契約について ・住宅事業関連の財務事務の執行について	委託事業の執行状況等について 公有財産の管理等に関する事務の執行について 貸付金を中心とする債権管理事務等について	・財政援助団体の財務事務及び経営管理 について ・区立特別養護老人ホームの管理運営について ・道路等の建設、維持管理について ・校外施設及び社会教育施設の管理運営について ・学校給食事業及び管理業務について	・普通財産の「貸付土地及び建物」及び「その他の土地及び建物」に関する管理事務について ・需用費のうち、消耗品費及び修繕料に関する財務 事務の執行について ・公の施設の管理運営について ・下水道事業における事務の執行及び事業の管理について
実施した個別外部監査の内容は	無	無	無	無
包括外部監査を受けるにあたっての担当の事務量	把握できない。かなりの事務量になる	監査内容により、被監査対象部局における事務量は把握できない	測定できないが、財務諸表にまで及ぶため、その資料作成等に相当の時間を要する	2人×588h(概算)
包括外部監査のスケジュール(平成17年度)	・6月 テーマ選定 ・7月 監査実地調査 ・9月 報告書作成 ・12月 報告書の提出	・4月 契約締結 ・6月 補助者決定 ・7月 予備調査 ・8月 各課ヒアリング ・11月 報告書提出	・4月 テーマの内部検討 ・7月 契約締結(告示)、テーマ(特定事件)協議、総括事業説明 ・8月 個別説明、書類監査 ・3月 監査報告書の提出 ・4月 指摘事項に対する是正の公表	・4月 契約締結、告示、補助者の協議、基本計画の提出 ・5月 市から市政の概要説明、外部監査人による資料収集、分析 ・6月 特定事件の候補についてヒアリング、特定事件選定、個別計画の提出 ・6~9月 監査を実施 ・9~12月 報告書のとりまとめ ・1月 報告書提出
契約の種別	委託契約	随意契約	随意契約(相手方指定)	随意契約
契約の内容(費用の算出基準)	事前調査(テーマの選定)・実地調査・監査報告、費用算出基準 外部監査開始当初は公認会計士協会の基準日額を元に算定	包括外部監査契約 日本公認会計士協会法定監査標準報酬規定	日本公認会計士協会の基本報酬額と、一日当たりの執務費用額を基本として、執務日等を勘案して算出	日本公認会計士協会法定監査標準報酬規定を準用
契約金以外の経費	旅費、需用費等	無	無	需用費 15,000円
支出科目及び、契約金額	委託料 525万円	委託料 16年度 5,092,000円 17・18年度 4,882,500円	委託料 7,474,950円	委託料 13~17年度 8,327,550円、18年度 9,500,400円
導入のメリット	外部からの新たな視点で問題点等を指摘することにより、事業等の改善を行うことが出来る	結果報告書の指摘事項に対応して事務改善が積極的に行われた	専門知識を有する外部の者が専門的見地から監査するため、監査機能の充実を図ることが出来る	地方自治法上、外部監査制度の導入義務は無いが、積極的に導入することにより、市政の透明性の向上を図る姿勢を示すことが出来たと考えている 又、監査の独立性と専門性を高めることにより、監査機能に対する信頼が一層向上したものと考えている
導入のデメリット	所管課が事前の資料準備、実地調査(ヒアリング)等に相当な手間と時間がかかる	改善困難な指摘事項が累積してくる 区職員の補助が継続的に必要で時間がかかる 数年継続するとテーマの選定に苦慮する	無	無
費用対効果について	他の自治体と比較して安価なこともあり、費用対効果は高いと思われる	他の自治体に比較して小額の費用で対応しているが、それ以上の効果はあげている	監査後の是正措置によって、たとえば特養ホーム委託料については約2千万円の返還をさせた例もあり、経費節減のほか事務の公正な執行に資する部分もあるため、効率的、効果的な行政運営の一助となっている	契約金額に見合う報告書(監査結果)は提出されていると考えている
その効果を次年度にどのように生かされましたか	指摘事項について、各所管課で必要な措置を行った	毎年度、措置状況を報告してもらうが、かなり改善されている	・監査結果を公表し、各部課で参考とする。 ・平成17年度の監査(給食委託)の指摘によって、18年度契約における事務の適正化が具体化されている	包括外部監査による指摘事項等については、それぞれ是正措置を講じるとともに、経済性、効率性、有効性の観点からの事業執行に活かしている
現監査委員の構成	識見監査委員2人、議会選出監査委員1人	識見監査委員2人、議会選出監査委員2人	識見監査委員2人、議会選出監査委員1人	識見監査委員2人、議会選出監査委員2人
識見監査委員の資格	区職員OB、公認会計士	税理士	弁護士、税理士	税理士、行政経験者
外部監査導入前の監査委員の構成並びに資格	識見監査委員2人、議会選出監査委員1人	識見監査委員2人(公認会計士)、議会選出監査委員2人	識見監査委員2人(弁護士、公認会計士) 議会選出監査委員1人	識見監査委員2人(税理士、行政経験者)、議会選出監査委員2人
監査事務局職員数及び、構成	局長、主査4、監査事務局主査(この他、建築(兼務)、土木(兼務))	局長、次長、係長3人、非常勤4人	局長、係長級3人、職員	局長、主査4人、主任3人、主事2人
平成18年4月1日人口	181,407人	256,770人	191,491人	536,647人

包括外部監査を導入している団体の実施状況(類似団体における個別外部監査導入団体、高崎市及び豊中市については参考・個別として掲載)

自治体名	城山町	八尾市	坂出市	丸亀市
担当課	総務課	地域経営課	総務課	庶務課
条例制定はいつですか	平成15年9月26日(平成16年4月1日施行)	平成14年4月1日	平成13年12月28日	平成17年3月22日(平成17年7月15日施行)
包括外部監査ですか、個別外部監査ですか	両方	両方	包括外部監査	包括外部監査
導入の理由、及び、きっかけについて	議員提案により導入。 (議員提案前に、町として外部監査制度を導入する考えはあるかとの打診があり、町内部では時期尚早との判断)	行政改革の重点検討項目13項目の1つとして、「監査制度の充実」を位置づけ、その中で外部監査制度の導入を掲げ取り組んだ	・市議会において導入に関する質問 ・市長の選挙公約 ・公金の支出の透明性の確保	公正かつ能率的な行政運営をより強力に推進するために導入
実施時期、実施回数	平成16年度から実施 3回目	平成14年度から実施 5回目	平成14年度から実施 年1回	平成18年度から実施(旧丸亀市で平成16年度に1回実施)
外部監査人の選定は	平成16年度は監査法人から包括外部監査人の候補者の推薦をお願いし、推薦された中から選定。以降、同一人と契約	内部の選定委員会において選定	公認会計士協会四国会からの推薦により選定	全国の調査結果を元に最も適任であると考えられる公認会計士に絞り、四国公認会計士協会に推薦を依頼している。複数名の監査人の中から実績等を踏まえ決定している
実施した包括外部監査のテーマは	・補助金等事務の執行等について ・委託事業の事務の執行等について ・基金を中心とする資金管理の事務の執行について ・財産管理に関する事務の執行等について ・随意契約による委託料及びITシステム関連費用の事務の執行等に	八尾市における補助金の財務事務の執行について 八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について 「公の施設」の管理運営について	人件費等について、人員配置と委託事務について 資産管理について 市立病院の自立性について	財政的援助団体等の財務事務について(旧丸亀市)
実施した個別外部監査の内容は	無	無	無	無
包括外部監査を受けるにあたっての担当の事務量	一概には分からない。	監査内容により、被監査対象部局における事務量は特定出来ないが、外部監査事務局所管部署としては、年間0.5人程度です	不明	時間数は不明であるが、担当課が拘束される時間が多い
包括外部監査のスケジュール(平成17年度)	・テーマ選定ヒアリング ・テーマに基づく監査 ・監査に基づく報告書の作成 ・報告書の内容について関係課とのヒアリング ・監査の結果を提出	・4月 包括外部監査の契約締結及び告示 ・5月 包括外部監査のテーマ確定、調査開始 ・8月 14年度から16年度監査結果及び意見の対応方針の監査委員への報告、公表 ・1月 包括外部監査人より報告書を市へ提出 八尾市外部監査人審査会により、次年度候補者の職種選定と人物選考を行い、市として次年度候補者の決定 ・2月 14年度から16年度監査結果及び意見の対応方針の監査委員への報告・公表 ・3月 包括外部監査人の議会承認	・4月 契約締結 各課ヒアリング ・6月 事件選定 ・7月～18年2月 監査実施 ・2月 市長、議長、監査委員報告	17年度実施なし
契約の種別	随意契約	包括外部監査契約	委託契約	委託契約
契約の内容(費用の算出基準)	・監査人の見積りにより契約 ・基本費用(200万円)+執務費用(監査人89,000円/日、公認会計士89,000円/日、会計士補55,000円/日)+実費で上限500万円	外部監査人による契約金額積算内訳による	平成14年当時の日本公認会計士協会法定監査の標準報酬規定を参考	基本費用 2,289,000円+(基本執務費用 105,000円/日、補助者 94,500円/日)+実費で、上限 6,111,000円
契約金以外の経費	初年度に文書保管用のキャビネットを購入 消耗品費(2万円程度を予算措置)	無	無	無
支出科目及び、契約金額	委託料 16～18年度 500万円(上限)	委託料 770万円	委託料 700万円	委託料 840万円上限(18年度)
導入のメリット	・外部監査の結果報告の中の指摘、意見等は今後の行政運営を進めていく上での参考となっている。 ・適正な事務執行等に関して、職員への意識啓発などの効果	外部監査を行った成果については、包括外部監査人の指摘や提言等に基づく改善措置等を実施していくことによる行政改革重点検討項目の「監査制度等の充実」において期待された「監査機能の独立性」、「専門性」、「透明性」、「客観性」において、一層の強化が図られたものと考えている。具体的には、財務事務や補助金などの改善が進みつつあり、又、監査結果や意見に対するの説明責任という点において、職員の意識改革が進んだこと等が成果と認識しております	・経費節減 ・収入額の増 ・事務事業の適正化、効率化 ・職員に生じた緊張感	平成16年度は合併前であり、合併協議に影響の少ない外郭団体(8団体)について監査。(市の要望を聴き監査人が決定)団体数が多いことから、監査に係る延べ時間(=経費)はかかったが、外郭団体がテーマであったため、帳簿の処理等事務運営に係る問題点についての指摘が主であったため、地方自治の本旨である最小の経費で最大の効果をあげるために必要な行政財政運営を推進するために、必要な指摘事項はあまり見られなかった。現時点において長所、短所を指摘することは難しいが、費用対効果と言う点からはテーマ選定に際して、ある程度市側から問題提起をしても良いのではないかと
導入のデメリット	・費用面 700万円程度の予算措置等 ・職員への負担 ・事務量の増	無	無	
費用対効果について	包括外部監査においても費用対効果の視点は必要であるが、効果のすべてを金額で表すことは困難と考えている。今現在、監査報酬を超える節約といったものは無いが、職員への意識啓発などにより効率的かつ効果的な事務執行等が図られ、長期的には監査報酬以上の効果が期待されるものと考えている	外部監査の指摘に基づく改善による費用対効果については、財政効果がある部分もありますが、むしろ指摘事項についての一定の整理が進みつつあり、それを監査委員へ約半年毎に定期的に通知し、監査委員よりの公表がなされるといった目に見える部分と、いただいた監査結果や意見に対するの説明責任という点において、職員の意識改革が進んだ等、目には見えにくい大きな成果となっている部分が挙げられると考えている	十分な効果がある	
その効果を次年度にどのように生かされましたか	指摘事項あるいは意見に対して、その後の措置状況を進行管理し、事務の更なる適正化、また効率的かつ効果的な事務執行を図る	指摘事項についての一定の整理を進めている	・監査の結果、意見を分析 ・原則、改善を前提に措置	指摘事項について措置を講じるとともに、意見への対応を行っている
現監査委員の構成	識見監査委員1人、議会選出監査委員1人	識見監査委員2人、議会選出監査委員2人	識見監査委員1人、議会選出監査委員1人	識見監査委員1人、議会選出監査委員1人
識見監査委員の資格	無	市職員0B、公認会計士	無	市職員0B、公認会計士
外部監査導入前の監査委員の構成並びに資格	識見監査委員1人、議会選出監査委員1人	識見監査委員2人(元市議会議員、公認会計士) 議会選出監査委員2人	識見監査委員1人、議会選出監査委員1人	識見監査委員1人、議会選出監査委員1人
監査事務局職員数及び、構成	局長(兼任)、職員2人(1人兼任)	局長、局長代理、参事、局長補佐兼係長、主査2人	局長、係長、職員	局長、次長、職員2人
平成18年4月1日人口	23,070人	274,119人	58,655人	110,084人

包括外部監査を導入している団体の実施状況(類似団体における個別外部監査導入団体、高崎市及び豊中市については参考・個別として掲載)

自治体名	善通寺市	(参考・個別) 高崎市	(参考・個別) 豊中市
担当課	総務課	行政管理課	行財政再建対策室
条例制定はいつですか	平成13年12月	平成14年12月	平成15年4月
包括外部監査ですか、個別外部監査ですか	包括外部監査	個別外部監査	個別外部監査
導入の理由、及び、きっかけについて	市の透明性を向上させる方策の1つとして	地方自治法の改正により個別外部監査制度が導入できるようになったことから、監査制度の充実を図るため導入	行政の透明性、信頼性の向上
実施時期、実施回数	平成14年度から実施 5回目	未実施	未実施
外部監査人の選定は	公認会計士協会からの推薦による		
実施した包括外部監査のテーマは	・水道事業 ・学校給食センター ・資源リサイクル施設 ・市営住宅 ・下水道事業(実施中)		
実施した個別外部監査の内容は	無		
包括外部監査を受けるにあたっての担当の事務量	不明		
包括外部監査のスケジュール(平成17年度)	・4月 契約締結 ・7月 事前ヒアリング ・8月～12月 監査 ・2月 報告書提出		
契約の種別	随意契約		
契約の内容(費用の算出基準)	公認会計士標準報酬規定		
契約金以外の経費	無		
支出科目及び、契約金額	委託料 500万円		
導入のメリット	監査人の指摘事項に対する措置等により、今後メリットが生じられると思われる	・監査機能の強化、充実 ・行政運営の透明性、公平性の確保	・チェック機能の強化 ・監査委員監査の強化 ・住民の信頼の向上
導入のデメリット	無		早い時期から公認会計士、弁護士という人選を行ってきており、費用対効果に疑問が残る
費用対効果について	妥当であると考えている。(大きな誤り、指摘はない。職員の意識づけ)		早い時期から公認会計士、弁護士という人選を行ってきており、費用対効果に疑問が残る
その効果を次年度にどのように活かされましたか	各部署の措置内容による		
現監査委員の構成	識見監査委員1人 議会選出監査委員1人	識見監査委員2人 議会選出監査委員2人	
識見監査委員の資格	無	税理士1人	公認会計士、弁護士
外部監査導入前の監査委員の構成並びに資格	識見監査委員1人 議会選出監査委員1人	識見監査委員2人 議会選出監査委員1人	識見監査委員2人、議会選出監査委員2人
監査事務局職員数及び、構成	局長、職員	局長、次長、職員7人	局長、局長補佐、副主幹、主査2名、書記
平成18年4月1日人口	35,203人	321,499人	385,936人

自治体名	四日市市
担当課	総務課
条例制定はいつですか	平成11年3月(平成11年4月施行)
包括外部監査ですか、個別外部監査ですか	包括外部監査
導入の理由、及び、きっかけについて	・9年1月 市長が所信表明において、監査委員への公認会計士の登用に言及 ・9年6月 地方自治法の改正により、外部監査制度を創設(10年10月1日施行) ・9年9月 議会の一般質問に対して、市長が外部監査制度の条例による導入について答弁
実施時期、実施回数	平成11年度から実施(4回)
外部監査人の選定は	日本公認会計士協会東海会、大手監査法人数社及び四日市税理士会に適任者の推薦を依頼し、各被推薦者(5名)に対して意向等確認書(経歴書添付)及び企画書の提出を依頼し、それを参考資料として助役他7名からなる外部監査人選定委員会による面接を実施した上で、監査業務の実績に本市行政への理解度、熱意等を加味し、監査人(公認会計士)候補者を決定し、議会の議決を得たうえで選任
実施した包括外部監査のテーマ	11年度 ・市税収入事務の執行について・職員退職金の支出事務の執行について ・民生費のうち社会福祉総務費の事務の執行について・水道事業会計の財務管理について ・市債及び一時借入金に係る事務の執行について 12年度 ・四日市市土地開発公社の平成11年度の出納その他の事務の執行について ・四日市市霞ヶ浦振興公社の平成11年度の出納その他の事務の執行について 13年度 ・(財)四日市市都市整備公社、(財)四日市市文化振興財団、(財)四日市市国際交流協会、(財)四日市市レジャー施設協会、(株)四日市市生活環境公社、(財)三重北勢地域地場産業振興センター、(株)ディア四日市、(株)三重県四日市畜産公社における出納その他の事務の執行及び当該出資団体に係る財務事務の執行について 14年度 ・競輪事業の財務事務の執行について・高齢者福祉施策に関する財務事務の執行について
実施した個別外部監査の内容	無
包括外部監査を受けるにあたっての担当の事務量	
包括外部監査のスケジュール(平成17年度)	・14年4月 外部監査契約締結 ・14年7月1日～15年2月3日まで 外部監査実施 ・15年2月6日 監査結果報告書提出
契約の種別	随意契約
契約の内容(費用の算出基準)	契約額(上限額)1,300万円 基本費用 2,775,000円 執務費用及び実費 10,225,000円(上限) <積算根拠> 外部監査人 86,000円×30日 補助者(弁護士又は公認会計士) 86,000円×65日 補助者それ以外の場合 53,000円×38日 実費(旅費) 2,220円×4人×4日
契約金以外の経費	無
支出科目及び、契約金額	委託料 11年度 1,000万円(上限)、12年度 1,251万円(上限)、13・14年度 1,300万円(上限)
導入のメリット	専門家からの視点で、業務の改善が図れた。又、競輪事業や第三セクターの経営分析などは非常に説得力があり、それらの今後のあり方を考える上で非常に参考になった
導入のデメリット	監査費用が高額である
費用対効果について	監査を受けたことが直ちに費用の節減に結びつくものではなく、会計の専門家からの視点で業務を分析するため、職員では気づかなかった税務申告上の問題(競輪事業)など、大きな効果があったことは確かである。もっとも監査費用も安価ではなく、監査対象となった部署だけでなく、他の部署も監査内容を理解し、参考になる部分は自主的に業務改善をしていくことなど、効果を最大限にしていける努力が必要であると考え
その効果を次年度にどのように生かされましたか	外部監査結果に対する措置として、ホームページで公表
現監査委員の構成	識見監査委員2名、議会選出監査委員2名
識見監査委員の資格	無
外部監査導入前の監査委員の構成並びに資格	識見監査委員2人(税理士(1人))、議会選出監査委員2人
監査事務局職員数及び、構成	局長、次長、副参事(4人)、主幹
導入していない理由	平成11年度から14年度まで実施していたが、一定の成果がみられたことから、現在では導入していない
検討課題	中核市への移行を進めており、中核市移行と同時に導入することとなる
導入するのであれば、個別外部監査ですか、包括外部監査ですか	包括外部監査
平成18年4月1日人口	310,710人